



2021年9月21日

各位

会社名 サン電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 内海 龍輔
(コード番号 6736 東証 JASDAQ)
問合せ先 代表取締役専務 木村 好己
(電話 052-756-5981)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2021年6月24日開催の第50回定時株主総会第3号議案「取締役に対するストックオプション報酬額及びその内容決定の件」として承認可決された件について、9月17日開催の取締役会において、具体的な発行内容を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日であります2021年9月24日に決定する予定です。

記

I：サン電子株式会社第9回新株予約権の概要

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 49,730株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は合理的な範囲で株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の総数

4,973個(新株予約権1個につき普通株式10株。ただし、前項1に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

3. 新株予約権の発行価額

0円

4. 新株予約権の発行日

2021年9月24日

5. 新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、

当該終値とする。

(1) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(i) 上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」に読み替えるものとする。

(ii) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

(3) 払込金額の調整を行うときは、当社は調整後払込金額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告または通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2023年9月25日から2031年6月23日まで

ただし行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査等委員及び従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当社の就業規則に基づく定年退職、役員就任による退職、当社の役員定年退職内規に基づく役員退任、役員退任に伴い顧問ならびに相談役等に就任した場合、および当社の子会社・関係会社への転籍による退職の場合その他当社が特段の事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

8. 新株予約権の消却

当社はいつでも新株予約権を買入れまたは取得し、これを無償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

11. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額

新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額は、払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

12. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における利益又は利息の配当起算日

新株予約権の行使によって新株が発行される場合の当該株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、新株予約権の行使がなされた時の属する配当計算期間の期首に新株予約権の行使があったものとみなし、これを支払うものとする。

13. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記15に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の払込金額の全額（以下、払込金という。）を現金にて下記15に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に当社の指定する日時までに振込むものとする。

14. 行使請求受付場所

サン電子株式会社 総務担当部門

15. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行 名古屋法人営業部

16. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- ① 新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が上記15に定める指定口座に入金されたときに生じるものとする。
- ② 当社は、行使手続き終了後すみやかに株券を交付する。

17. 新株予約権原簿の名義書換代理人に関する事項

名義書換代理人は設置しない。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについては、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体となすものとする。

19. 付与概要

新株予約権の割当対象者数	当社取締役及び従業員	201名	4,973個
--------------	------------	------	--------

以上